

令和元年6月28日

一宮市職員 各位

一宮市長 中野 正康

市民又は団体等と同行する公務としての出張等について（通知）

先日、職員が過去に公務で出張したことについて、市民の方から違法な公金支出であるとの訴えがあり、裁判になっています。裁判の結果についてはまだこれからですが、市民の方から不信感を持たれたのは大変残念なことだと考えます。

つきましては、市民又は団体等と同行する公務としての出張等について、下記のとおり取り扱うこととしますので、このようなことが再び無いよう徹底してください。

また、出張時や会議後に引き続き行われる飲食等について、一宮市職員倫理規則（平成17年一宮市規則第93号。以下「規則」といいます。）において、従来から利害関係者との行為について制限をしていますが、今回の事案を踏まえ利害関係者に当たらない場合においても市民からの信頼を失わないよう、また市民から疑念をもたれないよう細心の注意を払ってください。

記

1 出張が公務といえるための判断基準

市民又は団体（以下「市民等」といいます。）と同行する出張が、公務によるものといえるか否かを判断する基準は、次のとおりとします。

(1) 出張の内容

出張しようとする職員（以下「該当職員」といいます。）の職務範囲、職責等から判断して、これらに寄与するものと、無理なく、かつ、客観的に認められること。

出張命令の決裁伺い時には、できるだけ具体的な行程（訪問先・目的・時間など）を添付すること。

(2) 出張に係る費用の負担

市民等が負担すべき費用と該当職員が負担すべき費用が合理的に区分されるもの又は算定できるものであって、実際に支払う負担額もそれに従っていると認められること。特に飲食費については、公費負担とせず別会計とすること。

(3) 出張の企画運営を市等が行っていること

出張の訪問先が市民等又はその依頼を受けた旅行代理店任せになっておらず、市等が相当程度にかかわっていること。

2 宴席に関する留意事項

1により公務による出張といえる場合であっても、また同行する市民等が利害関係者にあたらない場合であっても、次の事項について配慮しなければいけません。

(1) 宴席への出席の可否

宴席の内容等から判断し、公務員として公務出張という職務意識に従い、適切な内容であるかを慎重に判断した上で出席する。合理的に説明できない限り宴席への出席はさけること。

(2) 宴席の設け方及び宴席における対応

公務による出張という職務意識に従い、原則として宿泊先と宴席の会場は別々とする。また、同様に宴席においては、品位の保持を心掛け、市民の信頼を失う対応をなさないこと。

(3) 宴席の費用の負担

相当の対価を支払うことなく、市民等から、食事等飲食、利便、役務の提供の一切を受けないこと。

3 出張時における留意事項

公務による出張の期間中は、用件が終了した後も公費による出張期間中であることを意識し、通常の勤務終了後とは異なるという職務意識を持つこと。

4 その他

宿泊を伴わない市民等との会議の後、宴席に出席する場合であっても、2の各号に留意すること。

【参考】

一宮市職員倫理規則（抜粋）

（禁止行為）

第4条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者(第2条第6項の規定により利害関係者とみなされる者を含む。以下同じ。)から金銭、物品又は不動産の贈与(香典、せん別、祝儀又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。第9条において「金銭等の贈与」という。)を受け

ること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受け

ること。

(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で、物品又は不動産の貸付けを受け

ること。

(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受け

(5) 利害関係者から未公開株式(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第75条第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受け

ること。

(6) 利害関係者から供応接待を受け

ること。

(7) 利害関係者と共に飲食をす

ること。

(8) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをす

ること。

(9) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をす

ること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するた

めのもの

の贈与を受け

(2) 多数の者が出席する立食パーティー(飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。)において、利害関係者から記念品(出席者全員に配布されるものに限る。)の贈与を受け

ること。

(3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用す

ること。

(4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車(当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。)を利用す

ること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。)

(5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受け

ること。

(6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受

け、又は利害関係者と共に飲食をすること。

(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。

(8) 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食にあつては、倫理監督職員が公正な職務の執行に対する市民の疑惑及び不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

3 第1項の規定の適用については、職員が利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第5条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある場合であつて、利害関係者に該当する者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する市民の疑惑及び不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する市民の疑惑及び不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督職員に相談し、その指示に従わなければならない。